

第19回障がい者制度改革推進会議

日時：2010年9月6日(月) 13:00 ~ 17:15

会場：中央合同庁舎第4号館共用220会議室

会議情報・資料・動画配信

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html#kaigi>

1. 議事

○障害者基本法の改正について

総則関係部分

各則(住宅、文化・スポーツ、障害の予防、ユニバーサルデザイン)

○合同の作業チームについて

○その他 わかりやすい第一次意見を作る作業チーム

障害表記作業チーム

地域フォーラム

2. 主な意見(特に聴覚障害者、コミュニケーションに関して・その他)

【文化・スポーツ】

○障害者の文化・スポーツ活動については場の提供だけでなく、参加する場面での市民・企業の理解が不足している。特に障害者スポーツ活動をする人また支援する人の多くが職場の理解がなく長期休暇が取れない状況にある。休みを取る理解が得られるように環境整備が必要。

○邦画ではバリアフリー映画と掲げるときのみに字幕が付く。アメリカでDVDに字幕をつけることが法律で義務付けられているように、全ての邦画を楽しめるように行政の支援が必要である。

【障害の予防】

○聴覚障害をもつ人たちの世界では、聴覚に障害をもつ子どもが生まれたときに、医療機関で人工内耳の施術を勧め聴覚を活かす方法を選択する人や、ろうとして生まれたことに誇りをもって手話言語を身につける環境を整えることを選択する人がいる。

○中耳炎も早期発見・早期治療すれば、治ることもある。人工内耳、内耳再生治療も選択する権利はある。先進医療を否定すべきではない。

○障害というのは社会がつくるもの、という考え方で、基本法からは「障害の予防」の項目をはずす。他の制度で規定するかの議論が必要。

○「障害の予防」には優生思想・障害そのものを否定する考え方・差別につながる考え方と機能障害を二次障害の予防、障害の「原因」の予防として早期発見・早期治療など予防医学の考え方がある。

【その他】

○障害の表記について内閣府HPで9月末まで意見募集を行う。

<https://form.cao.go.jp/shougai/opinion-0004.html>

3. 今後の予定

①総合福祉部会と合同の作業チーム立ち上げについて

「就労」「医療」「児童」については総合福祉法(仮称)だけでなく広く障害者施策全般に関るので合同で作業チームを作り議論していく。

②第20回推進会議9月27日(月)

基本法の改正に関わる省庁ヒアリング これまで議論が足らなかったところ

4. 久松構成員所感

障害者基本法でいうところの「障害の予防」というのは、障害を否定する考え方、優生思想に基づいて作られたのであって、障害の治療を否定するものではないことを理解する必要があります。

この「障害の予防」について、昔先輩たちが結婚を許されなかったり子どもを産むことを認めてもらえなかったという話を思い浮かべながら、障害を持つ人が人間として生きるということは大切なことだと強く思いました。